

昭和二十九年三月二十三日(火曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川源一郎君

理事松永 佛骨君 理事古屋 菊男君

理事長谷川 保君 理事岡 良一君

越智 茂君 助川 良平君

高橋 等君 寺島隆太郎君

降旗 徳弥君 安井 大吉君

中野 四郎君 山下 春江君

滝井 義高君 秋元たけ子君

柳田 秀一君 杉山元治郎君

出席國務大臣 草葉 隆圓君

出席政府委員 厚生大臣 高田 正巳君

(業務局長) 厚生事務局 安田 巖君

(社会局長) 厚生事務局 太宰 博邦君

(児童局長) 厚生事務局 久下 勝次君

(保険局長) 委員外の出席者

厚生事務局(大臣 小山進次郎君

官房総務課長) 専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

同日

三月二十二日

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部

を改正する法律案(内閣提出第一一

二号)

同日

クリーニング業法における試験制度

存続に関する請願(浅香忠雄君紹介)

第一類第八号

厚生委員會議錄第十九号

昭和二十九年三月二十三日

の審査を本委員会に付託された。

同日

国民健康保険団体並びに保健所保健

婦設置費国庫補助率引上げに関する

陳情書(札幌市北一条西十五丁目日

本看護協会北海道支部岸田リツ外五

名)(第二二六号)

(第三七九六号)

同(杉村沖治郎君紹介)(第三七九七

号)

同(河原田稼吉君紹介)(第三八八八

号)

附添看護婦及び附添婦の身分保障に

関する請願(中澤茂一君紹介)(第三

七九八号)

社会保険費増額等に関する請願(中

澤茂一君紹介)(第三七九九号)

未帰還者留守家族等援護法による医

療給付適用期間延長に関する請願

(中澤茂一君紹介)(第三八〇〇号)

軍属の遺族援護に関する請願(熊谷

憲一君紹介)(第三八二八号)

国立千葉療養所の看護婦宿舎新築

に関する請願(白井莊一君紹介)(第

三八二九号)

健康保険法等の一部改正に関する請

願(田子一民君紹介)(第三八三〇号)

日雇労働者健康保険法の一部改正に

関する請願(福田篤憲君紹介)(第三

八三四号)

未帰還者留守家族の援護強化に関す

る請願(館林三喜男君紹介)(第三八

五一号)

理容師美容師法の一部改正に関する

請願(伊東岩男君紹介)(第三八五二

号)

指定薬品以外の医薬品販売業者資格

制度に関する請願(逢澤寛君紹介)

(第三八五四号)

社会保険診療報酬一点単価引上げに

関する請願(中川源一郎君外一名紹

介)(第三八八九号)

同日

の審査を本委員会に付託された。

同日

国民健康保険団体並びに保健所保健

婦設置費国庫補助率引上げに関する

の審査を本委員会に付託された。

同日

国民健康保険団体並びに保健所保健

婦設置費国庫補助率引上げに関する

陳情書(札幌市北一条西十五丁目日

本看護協会北海道支部岸田リツ外五

名)(第二二六号)

生活保護法による保護費増額等に関

する陳情書(長野県南佐久郡日田町

佐久病院内高瀬精一郎外二百十名)

(第二二六二号)

クリーニング業法廃止反対に関する

陳情書(彦根市一番町滋賀県クリー

ニング商工業協同組合理事長前田春

吉)(第二二六三号)

を本委員会に送付された。

本日

の会議に付した事件

消費生活協同組合法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第五五号)

医業関係審議会設置法案(内閣提出

第八二号)

あへん法案(内閣提出第八九号)

母子福祉資金の貸付等に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出

第九七号)

○小島委員長

これより会議を開きま

す。

まず、消費生活協同組合法の一部を

改正する法律案、医業関係審議会設置

法案及びあへん法案等、以上三法案を

議題とし、質疑を続行いたします。岡

良一君。

○岡委員

この際関連して、この間少

しお尋ねをいたしました例のヒロポンの点

ですが、ヒロポンの中毒患者につい

て、覚せい剤取締法の中でさしあたり

われ／＼が考へついたところでは、取

は、収容するところをつくらなければ

ならない、それにはある程度の国費を

国が補助するというようなかつこうに

いたしますところが一番妥当である、

しかもその経費は、今日のこの問題に

ついてはなか／＼わずかな経費では足

りないので、まず億とまとまった程度

の金を投入しなければ焼け石に水であ

る、こういうようなことで、実はかよ

うな予算も政府の内部でまじめに検討

をいたされたのでありますが、その予

算の問題につきましては、国の全体の

予算のわくその他からはなはだ残念な

がら二十九年度の予算の中に入つて参

りませんので、この点は非常に私ども

も遺憾でございますし、なお自分たち

の努力の結果が実になかつたことにつ

きまして非常に責任も感じてゐるわけ

でございます。かようなわけで、財政

問題もからみますけれども、これが解

決をしたといつたしましても、今度は法

律の問題が残つて参るかと思つたので

あります。それで覚醒剤中毒患者を入

れるものをつくりまして、強制力をも

つてこれを収容することができない

と、入れものをつくつただけの効果が

現われない。しかば、強制収容の法

律というものがはたして可能であるで

あらうかどうかであらうか、この点につ

きまして、実はいろいろ検討をいた

してゐるのでございます。これはまだ

十分にきつめた結論ではございませ

んので、中間的な私の個人的な意見で

ございまして、この覚醒剤の中毒患者を

本人の仕合せのために、強制的に本人

の同意なくして一定の箇處に收容をして自由を拘束するといふことは、これはどうも憲法の基本人權との關係上非常に至難ではないかといふふうに今日のところ私は考へております。ただこの社会公共の福祉に中毒患者が非常に悪い影響を与える、その意味で社会から隔離をする、言つてみますれば、保安処分的なおを非常に持つた処置であります。そういう観点からこれを行いますれば、あるいは憲法上の問題も解決するのではないかと。ただその際におきまして、中毒患者であるからといつて、はたしてそういう社会からの隔離ができるかどうか。御承知のように、今日精神衛生法あるいはいらい予防法等に強制收容の規定がございますが、これらにおきまして、たとえば自己または他人を傷つけるおそれのあるもの、あるいは一般の公衆に伝染するおそれのあるものといふふうなしほり方がしてありまして、ただ精神障害者であるからといつてただちに強制的に收容することはできないことになつております。さういふ観点からいたしまして、覚醒剤の中毒患者であるからといつてただちに強制收容するといふことは、これらの他の法律との均衡の問題から行きまして、相当骨が折れるのではないかと、ある程度のしほり方をしなければならぬのではないかと。それからさういふしほり方をした場合に、はたしてこの覚醒剤の中毒患者対策として万全の効果が期し得られるかどうか、かようないふ問題が実はあるように存するのでございます。その点につきましては純粋な法律問題として、目下私どもの方としましては研究を續けておるような状況でございます。

まして、まだ最後の結論に到達いたしておりません。いずれにいたしましても覚醒剤対策の非常に大きな部分として收容施設の問題、これに強制的に收容をいたす問題、かような問題を解決いたさなければ覚醒剤対策の非常に大きな部分がブランクに相なるわけでございます。これはその対策としてしましては非常に重要な意味がございます。今申し上げましたように財政的な問題、法律的な問題がまだ片づいておりませんので、ただいまのところ、ただちにこの国会に政府提案をいたしまして、取締り法の改正をお願いをするといふところまでの結論をまだいたしかねてゐる状態でございます。

○岡委員 そうすると前段の問題として、厚生省の方でヒロポンの中毒患者を特定な施設に收容するために必要とする予算、その施設の計画といふものは、ヒロポン中毒患者の集中しておるような大阪なり東京なりでは、所管の衛生部長などよりもいふ／＼な陳情なり意見の具申もあつただろうと思ひます。大臣がお見えになりましたから簡単に伺ひたいと思ひますが、そういう点について何らか計画を厚生省の当該局として立てられたか、また立てられたとしたならば予算規模はどの程度であつたか伺ひたい。

それがらもう一つの法律上の問題として、他の預り防法や精神衛生法ならば、他に伝染するあるいはみづからを傷つける、あるいは他人を傷つけるおそれがある者といふものに限つて人身の自由を束縛するといふことに相なつておるわけでありまして、實際問題として、精神衛生法において精神分裂患者について被害妄想を持つてゐるという

ことが医師の側から証明をされるならば、それは他を傷つけあるいは自己を傷つけるおそれがあるものであるといふ認定の中に入り得るわけなので、おそらく實際にはそういう取扱ひを受けてゐると思ふ。ヒロポンについてもやはりヒロポンの一番反社会的なものは発作的な兇暴性といふことにあるので、ヒロポンの中毒がある程度進んでおるといふ状況にあると医師が診断をするならば、やはり精神衛生法において被害妄想を持つ精神病患者が他に被害を及ぼすおそれがあるものと認定を下し得ると同様な立場に立ち得る。しかもそのことは一方ではやはり憲法の公共の福祉といふ問題とも関連するので、そういう関連性からこの問題は法律的にある程度までのめどが立ち得るのじやないかと思ふので、その点ちよつと、前段の厚生省としての收容施設等についての事業施設の計画あるいはそれに伴う予算について、また関係府県の所管部長等の陳情もあつたかどうか、あつたとすればどういふものを地方で要望してゐるか、こういう点を簡単に御説明願ひたい。

○高田政府委員 大都市を控えております衛生部長を中心といたしまして、地方の衛生責任者から覚醒剤患者收容施設をつつてくれといふ陳情が非常に強く出ております。これは地方の理事者側だけでなしに、都道府県あるいは市会といふふうな議会の方でも強く言つております。それで厚生省といたしまして、私どもが考えました一応の計画は、ただいま資料が手元にございませんで正確なことを記憶しておらないのでございしますが、大体の記憶をたどつて申し上げますと、

まずこの覚醒剤の中毒の治療といふものは、まだ未開拓の分野が相当あるという観点からいたしまして、たしか二百床の計画だつたと思ひますが、国立でこれを持ちたい。それに、大した研究機関がございせんけれども、研究機関を付設したような国立の施設を一つ持ちたい。それから全国で、たしか計画は二千五百床から三千床くらいであつたと記憶いたしますが、この覚醒剤收容者の施設でベッドの数といひまして二千五百床から三千床くらいを持ちたい。それに要する経費が、たしか六、七億くらいであつたかと記憶いたしております。しかし今日かりに三千床の收容施設を持つたといひまして、中毒患者は相当たくさんおるわけでありまして一応年次計画といふふうなことに相なつて参りますので、この計画は非常に弾力性を持つておると私は思つておるのであります。たとえば大都市を控えたところだけ早急に措置をして行くとか、いろいろやり方はあるだろう。しかしながら相当な国費をかりに出すといひますれば、相当なまとまつた経費を出さなければ焼け石に水で、何のことかわからなくなる。費用の効率化といふ点からもあまり小さい経費ではいけない、かように私たちは考へてゐるわけでございます。

それから法律問題につきましては、岡先生からも御意見がございましたが、私が最初申し上げましたように、さういふ観点からいふ／＼検討中でございますので、今後研究を重ねて参りたい、かように存じております。

○岡委員 先ほどから実はヒロポンの問題であへん法に関連してゐる／＼政府の御所見を伺つておるわけなのですが、御存じの通り今推定百五十万、青少年者の犯罪の大体三割を越えるものがヒロポンの常用者であるといふ事実から見ても、日本の若い世代を虫ばむ、しかもそれを反社会的な方向に集団的に追い込むといふ、いわば悪の一つの大きな源泉がヒロポンそのものの存在にあると私どもは思はざるを得ない。一体こんな薬が人間の生活の福祉に役立つのかどうか。これは戦争中に無理に精力をつけるために疲労回復の名によつて、いわばきわめて不自然な形で興奮剤として軍が使つた。これはいわば戦争の一つのなごりなので、こんなものは、戦争が済んで日本の兵隊が拭き取られたならば、ヒロポンそのものも絶滅されてよかつた。それが遺憾なことにはそのまま放置されておつた結果が、こういう大きな社会問題になつて来たわけなので、これは厚生省としても、むしろ罰則を強化するとか收容施設をつくる——もちろん現在あるものに對してはそういう問題も必要ではあるが、やはり最終的な、しかも最も有効的な処理としてはヒロポンの製造を禁止して、日本の国土からヒロポンを一掃する。何もヒロポンがなければどうにもならないという理由はないと私は思ふ。だからひとつはつきりと、英断をもつてヒロポンを日本の国土から駆逐するといふことに決意を固められることが、この問題の解決をはかる根本的な態度ではないかと思ふのです。これは厚生大臣の御所見があつたらお聞きたい。

○草葉國務大臣 御所見の通りと私も考へております。ことにヒロポンが医薬として必要なものに対しまして

は、目下二箇所であつたかと存じますが、厳正な監督指導のもとに製造するのを許しておるわけでありませう。これは実際は一つのいわゆるヒロポン中毒の今問題となりまゝの方面には、一つも流れておらないと確信しております。流れておりますのは、むしろ密造、密売、密輸入というような方面から来るもので、これは取締りをいたしまして全部ヒロポン中毒患者をなくするという方向に向ふべきものである。

○山下(春)委員 今、岡委員の御質問のヒロポン中毒に関する件は、岡委員から言い尽されたのでございしますが、この前の局長からの御答弁の中に、大體密造、密売をしてゐるものは、日本人は非常に少いという御答弁がございしました。私も東京府内の中毒患者を見ましたが、たとえば韓国人の少年などは、ほとんど一人も見かけない。かりに密造、密売を韓国人がやつておるといふにしても、彼らは決して自国の者にはそれを売らない。そして日本人の間にヒロポンが蔓延して、日本の青少年を虫ばんでおるこの姿というものは、今大臣のお答えのような悠長な考えではちよつと行けないのではなからうかと思ふやうな段階にすら来ておるのであります。百五十万からの日本の青少年が、そういうやうに虫ばまれておるといふ現実の姿に対しては、實際はこの議會あたりで相当な予算をとつて、ヒロポン対策をとつていただくかなければならぬ段階でございませう。これは非常に恐るべきことであり、私どもとしては、一刻も猶予のできないやうな感じがいたしますから、とにもかくにもすみやかに法律だけでもおつく

りになりまして、相当本格的に強制取締ることが憲法に違反するということよりも、もつと大きく社会公衆に害毒を流すということが憲法の面から許されないこととございませうから、その点はほんとうに岡委員のおつしやる通り、もつと積極的、もつと自信をもつてこの問題の解決に當つていただきたい。厚生大臣はよく調査してと言われまして、調査などはもうしてゐるひまがないほど私もこの問題を切実に考へておりますので、きわめて至急の機会にこういふことに対する対策をお立てになつていただきたいと思ひますが、そういう御用意がございませうか、どうでしょうか。これを伺ひます。

○草薙國務大臣 まつたく御意見は、その通りだと存じます。ただヒロポン中毒になつておられます原因のヒロポンの入手なり製造なりが、こちらでつくつておられますものから流れて来るというのはいさゝか、全部が全部密造、密売である。こういう事実、これをどうして取締るかという問題でございませう。従いましてこの取締りを徹底し、岡委員のお話のようにむしろ日本の二つの製薬工場をつくつておるものもいであらぬではないかという声すら起るくらいであります。しかしこれは全然流れておりませんので、この取締り、この密造、密輸入をどうするかというだけのはつきりしておる問題でありませう。そこでこの實際のやり方をどうするかという問題になつて来るのであります。その点で苦慮いたしておる次第であります。密造、密売さへこれを取締り得ますならば、今巷間に流れて災禍を及ぼしておる原因のヒロ

ロポンは全然なくなつてしまふわけでありませう。その實際の具体的な方法を検討するといふので、御意思の点はまつたく同感であります。

○柳田委員 関連して……。岡委員が先の委員会から引続き数回このヒロポン禍に関する質問を展開しておるのですが、私もまつたく同感であります。今大臣の答弁によりまして、問題は漸次結論に参りまして、結局岡委員の言うごとく、わが国からヒロポン禍を一掃するにはどうすべきか、これに対して大臣は密売、密造の根拠をつくらうと思ふ。従つてそれならば具体的に、實際的に密造、密売をどういふふうな方法でもつて根拠をつくらうという点であります。このヒロポン禍につきましては、今に始まつた問題ではないのであつて、これが社会問題として大きく取上げられて参りましてから、すでに久しいのであります。従いましてすでに厚生省としてはこれに対する対策の原案は確立されておるべきものと思ひますが、もうすでにこれに対する対策はできておるのか、それとも今からこれに対する対策をおつくりにならうか、また今から対策をおつくりにならうかというならば、いづつごろ大體そのめどがつきますか、そういう点を具体的に承つておきたいと思ひます。

○草薙國務大臣 この前もいつか御答弁申し上げたと思ひますが、さらに私の答弁で十分な点がございまして、なれば、また薬務局長から御答弁申し上げることといたします。ヒロポンの原薬になつておられますエフエドリンの動きを中心として調査をし、その調査がどうやら一段落つて、さらに根拠をつくらうとする段階に現在はおるののでございませう。従いましてこれの入手、この貯蔵、これからつくりますヒロポンの製造、それから密輸入して参ります状態、こういう点の根拠、首を押えるといふか、こういふ方法なりというものが結論になつて来るかと存じております。そういう順序でいたしておりますが、詳しいことはひとつ業務局長からお答えいただきます。

○柳田委員 それでは業務局長の御答弁は、次の質問者が控えておりますから、二、三分で御答へ願ふように簡潔にお願いしたい。従つて箇条書でつけようであります。いつごろ厚生省としては、これに対する対策ができる見込みであるか、その日にちだけでいつころであります。これは十秒ほどあつたらできる。それからこれに対する罰則規定として法務当局その他との関連もありませうから、その方の作業が進んでおりますか、進んでおるとするならばどの程度進んでおりますか。また法務当局とは何ら折衝を御開始になつておらぬか、その点を簡単に伺ひたい。これで私の質問を終ります。

○高田政府委員 先般にも申し上げましたように、罰則の改正を中心としたとして参議院で議員提案が行われることになつております。これは近く提案になるものであります。従いましてその日にちはおそらく近い將來だ、かように考へております。なお私どもの方に法務省当局や参議院の方からいろいろ御相談になつております。

それからただいま大臣のちよつと触れましたエフエドリンの調査と申しま

は、目下二箇所であつたかと存じますが、厳正な監督指導のもとに製造するのを許しておるわけでありませう。これは実際は一つのいわゆるヒロポン中毒の今問題となりまゝの方面には、一つも流れておらないと確信しております。流れておりますのは、むしろ密造、密売、密輸入というような方面から来るもので、これは取締りをいたしまして全部ヒロポン中毒患者をなくするという方向に向ふべきものである。

○岡委員 私の申し上げますのは、やはりその責任ある政府の当局が、ヒロポンを日本から駆逐するのだ、一グラムもヒロポンを日本にはとめないのだという決意をもつて、この問題の解決に当られるということが必要ではないかということなのです。これはそう

いう決意で何とかこの問題の解決をしていただきたいと思います。これはきわめてじみじみ問題のようではございませうが、しかし青少年に暖々乎として広がつて行く、これらの反社会性というものが、集団的に一つの大きな害毒を流すことは、若い人たちに気の毒だし、日本の社会としてもつまらないことだし、われわれとしても見ておれないので、一つ英断をもつてやつていただきたいということをお願いいたします。

○草薙國務大臣 まつたく御意見は、その通りだと存じます。ただヒロポン中毒になつておられます原因のヒロポンの入手なり製造なりが、こちらでつくつておられますものから流れて来るというのはいさゝか、全部が全部密造、密売である。こういう事実、これをどうして取締るかという問題でございませう。従いましてこの取締りを徹底し、岡委員のお話のようにむしろ日本の二つの製薬工場をつくつておるものもいであらぬではないかという声すら起るくらいであります。しかしこれは全然流れておりませんので、この取締り、この密造、密輸入をどうするかというだけのはつきりしておる問題でありませう。そこでこの實際のやり方をどうするかという問題になつて来るのであります。その点で苦慮いたしておる次第であります。密造、密売さへこれを取締り得ますならば、今巷間に流れて災禍を及ぼしておる原因のヒロ

ロポンは全然なくなつてしまふわけでありませう。その實際の具体的な方法を検討するといふので、御意思の点はまつたく同感であります。

○柳田委員 関連して……。岡委員が先の委員会から引続き数回このヒロポン禍に関する質問を展開しておるのですが、私もまつたく同感であります。今大臣の答弁によりまして、問題は漸次結論に参りまして、結局岡委員の言うごとく、わが国からヒロポン禍を一掃するにはどうすべきか、これに対して大臣は密売、密造の根拠をつくらうと思ふ。従つてそれならば具体的に、實際的に密造、密売をどういふふうな方法でもつて根拠をつくらうという点であります。このヒロポン禍につきましては、今に始まつた問題ではないのであつて、これが社会問題として大きく取上げられて参りましてから、すでに久しいのであります。従いましてすでに厚生省としてはこれに対する対策の原案は確立されておるべきものと思ひますが、もうすでにこれに対する対策はできておるのか、それとも今からこれに対する対策をおつくりにならうか、また今から対策をおつくりにならうかというならば、いづつごろ大體そのめどがつきますか、そういう点を具体的に承つておきたいと思ひます。

だけつくるわけではございません。エフエドリンも一応ヒロポンになり得る可能性が多分にある、こういうことで、薬事法の規定でエフエドリンの動きを今調査しております。そして輸入したり製造したものがまず第一段にどこに流れたかというのを今調査しております。その次に今度はこれからどこへ流れたかということを追って行つておるわけでありまして。これは二段三段になりまして非常に錯雑した取引の対象になつておりますから、いついづまでこれを全部調べ上げるかというお約束はちよつといたしかねると思ふのであります。少くとも二、三箇月には要するかとも思ふのであります。

○小島委員長 他にあへん法案に関する御質疑はございませんか。——それではこの際お諮りいたします。あへん法案についての質疑は終了したいと存じますが、本案の質疑は終了したと認めるに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議もないようですから、本案の質疑は終了したものと認めます。本案の討論及び採決は次会に譲ります。

○小島委員長 滝井義高君。

○滝井委員 先般医薬関係審議会設置法案について大臣に御質問いたしたわけでありまして、その際来年の一月一日から実施せられる新しい医薬分業規定の法律は、占領中にできた法律である。一面サス分業といわれて、アメリカの占領軍の圧力によつてできたニユアンスが非常に強い。現在自由党は党の一つの綱領として占領政策の是正、あるいは国の民情に合わないもの

は、警察法を初め独占禁止法の緩和等、一連のものを昔に返しておられる。世間ではこれを逆コースだといつて非難をしておる面もあるが、この医薬分業については、大臣の御答弁は、占領軍からのいふ／＼な圧迫があつたかもしれないが、方向としては自分としては正しいと思つておるので推進をした、こういう御答弁でありました。そこで、その前提としてのいふ／＼の資料を要求いたしておつたのでございまして、一番大事な新医療費体系に関する厚生省の資料が出ていないのですけれども、これをぜひ出していただきたいのです。それに関連をいたしますので、そういう大臣の御答弁のつとつて、一応大臣の考へておられる方向が正しかつた——私はそうは思はないのですが、一応そういう仮定に立つて質問したいと思ふのです。その点はあとで触れますが、その前に大臣にお尋ねしたいのは、現行医師法が現在実施せられておるのですが、これによつて国民医療に重大なる支障を来しておると考へるがゆえに、ああいうものが三十年から実施せられることになると思ふのですが、現行の医師法で国民医療の遂行の上になんか具体的な支障があるか、これをひとつ列挙していただきたいと思ひます。

○草薺國務大臣 私には実は現行医師法において医師のなす医療行為において重大なる支障があり、重大なる矛盾があるという意味で考へておるのではないのであります。むしろそれをより合理化し十分にするという意味において先般昭和二十六年に關係三法が改正された、かように解釈いたしております。

○滝井委員 今大臣の御答弁では、現在の医師法では重大な支障はないが、よりこれを合理化するためにやつたのだ、こういうことなのです。それを具体的に考へますと、サスが日本にやつて来て驚いたことは、医者が薬を売つて、歯医者や金を売つておる。薬剤師が熊の胃を売つて、小間物屋の番頭みたいな状態になつておる、こういうことは医師、歯科医師、薬剤師等近代の科学を修めた者として、非常にその専門技術者として不合理な状態にある。従つてこれを合理的な姿に改めなければならぬというサスの勧告があつたわけなんです。そういうことが大臣の言う合理的なことだと考へてさしつかへありませんか。

○草薺國務大臣 サスの言うことその他をただちに全部肯定しておるわけではございません。実はあの当時におきましていろいろ問題になつた点だと記憶いたしております。ただ私がさきに申し上げましたように、現在の治療体系、医療体系というものの将来の進歩を考へますと、その一つの段階として、当然昭和二十六年制定の三法は前進して来るものだ、かように考へて進めておる次第であります。

○滝井委員 そうすると、サスのそういう専門技術者としての立場も、おそらく必ずしもそうでないと言われたけれども、含まれておると思ひます。が、合理化ということとは私は二つの面から考へられると思ふのです。まず第一に、今言つた医師なり歯科医師なり薬剤師の専門技術者としての立場が、合理的に受けた学問なり、技術が遂行できる形、いま一つは、患者の側の便利が現在の医師法のもとにおいてやつ

ておる制度のあり方よりさらに便利になる、しかも国民の医療費の負担が現在よりかすつと軽減をされる。こういう二つの面からは私は合理的ということが出て来ると思ふのですが、大臣はそれを納得できましようか。

○草薺國務大臣 ただいま滝井さんのお話になりましたような二点をも含めて、それが現在よりもより以上に国民大衆のために強く希望を有する方法でもつて来たら私はなおかつこうだと思ひます。目標は、むしろそういう方向も含みながらの検討というものが国民の期待をしておる点ではないかと考へております。

○滝井委員 大臣は一応今のお話の前提をお認めになりました。そこでわれわれの要求したこの資料、すなわち臨時診療報酬調査会の答申と臨時医療制度調査会の答申の資料を厚生省からいただいたわけでありまして、この臨時医療制度調査会の答申に基いて昭和三十年一月一日から実施せられる法律が生れることになつたわけでありまして、そこでまずこの法律を来年一月一日から実施するにあつて、いろいろ具体的なことを審議する医薬関係審議会というものが生れて来るその前提条件が当然あるわけでありまして、従つてその前提条件をわれ／＼は満たした上においてのみ初めてこの審議会が発足することになるわけでありまして、この臨時医療制度調査会の答申の中にもその前提をはつきりわれ／＼に示してくれております。

そこで大臣にお尋ねいたしたのでありますが、こういう、次のような立法措置をとることが適當であるというものは、昭和三十年一月一日から実施をする、

こういう立法措置をとることが適當である、こういうことなのです。その施行については前提として、医療報酬に關し昭和二十六年一月二十四日付臨時診療報酬調査会答申に基く所要の措置がとられることが必要である、こういうことになつておるわけですから、そこで厚生省は当然いふ／＼の所要の措置をとられておるはずでございまして、具体的な所要の措置といふものはどういふ措置をとられたのか、それをひとつ具体的にあげていただきたいと思ひます。

○小山説明員 ただいまお話になりました所要の措置といふものの一つには、新医療費体系に関するものも含むわけでございます。但しこれはこの前にも申し上げましたように、医薬分業の新しい体制が実施されますのは、明年の一月一日からでございますので、そのときに間に合うようにということ、現在諸般の準備を進めておる状況でございます。

○滝井委員 所要の措置はたつたそれだけでしようか。所要の措置をちゃんと全部あげてくれというのです。

○高田政府委員 薬事法二十二条の改正の三号でございまして、薬局の分布十分ならざる区域というものは、これは審議会に案件をかけた上で、分業の例外の地域とした手はずになつております。従つてその診療所と薬局の調査というものを業務局の方の所管で昨年の八月に調査いたしました。それなども所要の措置の一つかと考へます。

○滝井委員 そうすると医薬分業を実施する所要の措置、この答申にうたつておるのは、医療費体系をつくることと、薬事法二十二条に基くところの診

療所あるいは薬局の分布調査、この二つ以外はないのですか、この二つで所要の措置は全部完了したと了解してさしつかえありませんか。

〔委員長退席、青柳委員長代理着席〕

○小山説明員 先ほど臨時医療制度調査会の答申に載っている所要の措置というものはどういふことかというお尋ねでありましたので、私は正確にというつもりでお答え申し上げたのでありますが、この答申に盛り込まれている所要の措置というのは、御引例になりましたように、臨時診療報酬調査会の答申にきめてあることをさすのであります。一口に申しますと、これが新医療費体系に関する事項ということに相なるわけでありまして、事務局長が申しましたのは、そのほかの事実上やつておかなければならぬ措置として申し上げたのでございまして、そういう措置としては、今度の医療関係審議会が御審議を願います。三つの事項も、もちろんこれは事実上やつておかなければならぬ所要の措置に入るわけでありまして、

○滝井委員 それ以上追究いたしません。大臣にお尋ねしますが、この勧告が出てからすでに二十六、二十七、二十八と三箇年たつておる。この法律は大体二十八年から実施することになったのが延びておるわけでありまして、延びておるにしても、これは一番重要なポイントなんです。これを本年の一月から実施するには、九箇月しかありません。九箇月しかない現在、医療費体系はできておりますか、できていませんか。

○草葉國務大臣 これは現在医療費体系をつくるように準備を進めておると存しております。まだでき上つておるとは確言はできません。それと、一方は厚生省としては、ただいま御審議をいただいております審議会が設置されて、一方この三つの事項をこの審議会にかけて省令を定めて行きたい、それと並行しながら新医療費体系というものは検討されて行くべきものだ、調査その他はできるだけ今までの期間において進めて参つておりますが、最後の医療費体系の問題は、これらの審議会とあわせながら、明年の一月一日までに十分検討してなさるべきものだという考え方で来ておると存じます。

○滝井委員 どうも大臣の答弁は受取れません。すでに二十六、二十七、二十八と三箇年たつておる。厚生省はこの三箇年の間に何をしておつたかというんです。しかも読んでみればわかるように、その施行について前提としてある、並行してとは勧告も何もしてない。その前提としておる。その前提がなければこの審議会なんというものは、これは端つづの方をやるんです。もう医療分業をやるといふことは決定しておるわけですから、しかも決定しておるの、大部分は医者が処方箋を患者に渡す、渡したらそのもらった処方箋をもつて患者が医者に薬をもらうか、あるいは薬局に行つてもらうかは患者の自由裁量です。ほとんど大部分はそれによつて解決せられる問題であつて、地域の問題と医療上特に必要として医者が処方箋をやらなくていいという場合は例外です。ただ日本の現在の実情は薬局は大都市に集中しておる、例外の場合は都府の場合が多いか

もしれませんが、法案の趣旨からいへば、あくまで例外です。従つてそういう例外の場合を口実にして、例外の場合と並行するために大事な、われわれのさいせん言つた、医療を合理化するという根本の作業が前提としてできていないということ、しかもそれを去年つくつたというなら私は文句を言ひませう。昭和二十六年につくつたものをまだつくつていないというのは、厚生省はどういう理由でつくらなかつたのか、それをひとつはつきりしておいていただきたい。

○草葉國務大臣 この新医療費体系というものは、いろいろ意味において今回御審議をいただいております審議会並びに明年一月一日から実施いたしました、いわゆる医療分業、医療の合理化の一つの基本になつて来る問題です。従ひましてこの基本になります調査は従来とも厚生省はずつと進めて参つておられますが、その体系の最後の仕上げは、そこにまだ相当の時間を必要とするという段階であると承知いたしております。もちろんこれは早くでき、早く一般に発表して、そうしてこれに対するいろいろ検討をすることも必要でありますと同時に、明年の一月一日までに少くともこれをがつちりつゝ、そして相当慎重にいろいろ経済の動きその他を検討して行くことが必要でありますから、二年三年の期間はありませんけれども、あながち急ぐことを欲せず十分なる新医療費体系というもののつくり上げに力を注いでおる次第でございます。

○滝井委員 そうしますと大臣の今の答弁では、私が前提として大臣にお尋ねいたしました医療分業というものは、少くとも現在の医療費あるいは医療の体系を合理化する、この合理化のためには二つの前提がある。それは医師、薬剤師、歯科医師というものが専門技術者としてそれ／＼その学問なり技術を最大限に有効に活用できる形、いま一つは国民が分業することによつてきわめて便利になり、しかも医療費が安くなる、こういう形を打出さなければならぬ。ところが安くなるかどうか、あるいは専門技術者としての十分の学問と技術を発揮できるかどうかという点、これが前提なんです。これがわからずに、末の方の審議会と一緒に来年度の一月につくつて出すといつたら、われ／＼国会議員は何のための医療分業を決定したか。元はちつともわからないやありませんか。元がわからずにその末のこだけ来年度の一月になつて出して来たこれはわれ／＼審議会ができません。医療関係審議会をつくる大前提というものを、われ／＼にこういう利益があり、こういう合理化ができて、国民が得になり、薬剤師と医師と歯科医師とがその学問と技術とを最大限に使うことができる、こういう前提は、大臣は何によつて一体判定されるのでありますか、言つてもらいた。

○草葉國務大臣 お話になつたことをひとつ頭に置いて、明年の一月一日から実施するという形をとつております。従つて新医療費体系そのものは、お話になつたような要素を頭に描いたことから割出されて来るので、それが今できておらないからいけないぞという問題とはおのずから違ふと思ひます。

○滝井委員 それは大臣が頭に描いておられるかもしれないけれども、われわれは具体的な材料がなければ頭に描くことができません。政治は現実です。政治は具体的です。しかもわれわれ現実には患者を治療する場合においては、患者の生命を今後どうして行こうということなんです。そのどうして行こうという、患者が得になるのかあるいは非常に便利になるのかという、この大前提の数字の基礎はつきりしないのでは、これは架空の上のわれ／＼の想像だけで、これをどん／＼進めて行くということとは不可能です。従つて私はこれ以上質問してもむだですから、まだ質問の材料をたくさんそろえて来ておられますけれども、おそろく今のような答弁では、臨時診療報酬調査会におけるところの診療報酬の増減、これについての質問を展開しても、具体的なものができていないということですから、おそろくできないと思ひます。そうしますとこの二つの調査会が答申をして、その答申の前提に立つてできているこの審議会というものの基礎をわれ／＼は得ることができませんので、従つて厚生当局がこれのはつきりした基礎資料をこへ持つて来るまでは質問の続行ができませんので、ひとつ委員長から、速急にこの資料を提出の上、当委員会に対して確信ある答弁ができるような前提をつくつてもらうことをお願いして、私は一応ここで質問を中止いたします。

○青柳委員長代理 ただいまの御発言のうちにある資料の提出に関し、厚生省の御意見を求めます。

○小山説明員 ただいま資料のことについてお話がありましたけれども、先ほど来の質疑答弁にもありましたよ



これはそうすべきだと言われた。その決意をもう一度念を押しておきまして、私ども委員会はひとつ大臣を助けて、こういう予算をどこからか見つけることに努力したいと思ひますので、もう一度御決意を聞かしていただきと思ひます。

○草薙國務大臣 未亡人の家庭の分いたしましては、本年度一億七千四百五十八万八千円、孤児の分としては先ほど申し上げました一千五百九万九千円ということになっておりますが、ただいま申しましたように、現在では必ずしも多額とは申し上げかねると田中氏と云ふのであります。もう少し金がありまして、いわゆる両親のない子供さんにもつとあるいは父を失つた子供さんにもつと教育の機会均等を与へ、もつと十分いたして行くべきものと思うのであります。が、この中からしたく金を削りますが、それだけ就学の機会を失ふことに相なります。したく金もたいへん仕事だと思ひましたが、むしろ学校の教育をさせるということにこそ当分は全力を注ぐということ、そういうことを考えるながらも実はそこまで手を使へばし得なんだという実情なので、今後は予算をできるだけこちらの方にきましてもらひように努力いたします。そうしてあわせてお話の通りに十分考慮しながら参りたいと思ひます。

○山下(春)委員 児童課長にちよつと伺つておきたいと思ひますが、こちらであまりたくさんでない予算の中からでも子供たちが学校に行つて、学資金を——この学資金も少し少な過ぎまして、これではまるで役に立たないようです。もう少しつと上げてやらないうです。もうちよつと上げてやらないうです。

どうにも時代に合わない値段でありまして、しかしながらこの就学資金を借りて学校に行きました子供がもう相当卒業しておる時期になつておると思ひます。これは厚生省はそこまではタッチできないという範圍だろうと思ひますが、この就学資金を使つて卒業いたしました子供はどの程度就職しておりますか。この法律ができましたときに――世の中では大きな銀行あるいは大きな会社などに行きますと、まず両親のそろつた子供ということで、未亡人の子供はほんとうに就職がなかなかできない。これを理解して就職させてくれる会社、銀行等がほとんどないもので、私も非常に暗い気持ちでおりましたが、むしろこの就学資金を使つて学校に行けば、国ではこの金を返すために一番先にこの人たちに就職を見つけてやるということにすれば、このことによつてかえつて就職がよくなるはしないか。私もはさういふふうひそかに考へておつたのであります。が、どういふ結果になつておりますか。わかつておるだけひとつお教えを願ひたい。

○太宰府府委員 この制度は昨年の四月一日から実施されたのであります。が、先ほど申し上げたように、本予算が成立したのがおそくなつたものですから、この三月卒業する者についての就職状況については結果をとつておりませんし、またおそく数としてはごく少いのであります。ただ一般の問題といたしまして、母子家庭の子供が就職いたします際に、母子家庭の子供であるというだけの理由をもつて、他の条件がよくてもオミットされることがあるということを開々聞くことがあり

ます。これは私も少し解せない点もあるものであります。他の条件がどうであらうとそういう母子家庭なるがゆゑに就職させないというケースがかりに一つでも二つでもあるとすれば、それはやはり點過しがたいのであります。そこで今日私も考へております。点は、やはり母子家庭問題に対する世間の人の認識をもう少し新たにしたい。たゞ、母子家庭のあるいは母なり子供といふ／＼な偏見についても、あたふたかゝりておつて応援してもらふ、こういう雰囲気は何とかしてつくりたい。私もその力でも十分でないところを、そういう世間一般の人の理解でもつて補つて行きたいということ、本年度あたり少しそういうような啓蒙と申しますか、運動を起したいと、関係の社会事業団体などと今寄り／＼相談しておる段階であります。

○山下(春)委員 多分今年はさうであらうと思ひますが、この母子福祉資金貸付に関する法律ができましたからといつて、文部省にその子供たちをまかしておくことなく――母子家庭の子供が社会に出て冷遇されるということ、今課長は御認識のようでありました。さういふことのないように啓蒙運動もしたいということですが、これはたいへんけつこうなことで、厚生省が法律を生みつたなしに、その法律の末端までおつかけて行つてぜひともさういふ仕事をやつていただきたいと私は心から念願するのであります。この子供たちの状態を見ますと、小学校を出るくらいまでたいてい成績がよろしいのであります。それはお母さんが一人て苦勞しておる姿を見ておるから成績がよろしい。しかし中学校に上ると

成績が下る。それはお母さんの手伝いをするために勉強ができない。そういう状態でも苦勞でせつかくこれからと思つて校門を出ますと、社会がこれを就職させないということでは、この法律をつくつておきましたも法律が死んでしまひます。この点の御答弁はいりませんが、厚生省におかれましては、文部省にまかせることなく、この法律をおつかけて行つて、厚生省の仕事として、ひとつさういふ点にできるだけあたふたかゝり手打つていただきますよう、くれ／＼もお願いしておく次第でございます。

○青柳委員長代理 次に中川君。

○中川(源)委員 母子福祉の資金を利の關係がどういふふうになつておるか、たとえば高等学校に入るために母子福祉資金を借り受けたという者が五倍も六倍もあるわけでありまして、これだけは痛たすことができませんので、育英資金に申し込みまして、それを借り受けることもできるのであるかどうかということをお伺ひしたいと思ひます。

○太宰府府委員 日本育英会をやつております育英資金は、いわば英才教育というふうなところから国が支出して実施しておるわけでございます。もちろんその対象となります子供は、比較的成績がよく、将来もそれが継続するであろうと思はれる子供であります。お話のように何人か一人というふうな割合でこれがよく貸付を受ける、こういう段階でございます。こ

らの方はそれは別個に、母子家庭の子供でさういふ必要が生じたときに、やはりその個々のケース／＼を見て、それを貸してあげた方がいいといふような場合に貸すわけでありまして、多少向うと違ふ点は、向うの方は英才教育といふ点に縛られておるわけでありまして、從つて向うとこちらとは一応別個な建前になつておる次第でございます。それから、該當の児童が向うで借りようとするいはこちらで借りよう、それはさしつかえないことになつております。

○中川(源)委員 私どものずつと昔からの考へ方が英才教育ということになつておりましたが、たゞいま日本育英会の資金の貸付方針は、第一に家が貧しいかどうか、金持ちであつても勉強がよくできる、これに貸付けるということとでなしに、貧しい者を優先、第二に勉強もよくできる、こういうふうな方針をきめておるようには私は存じておるのです。母だけで育てておる子供あるいは両親のいない子供はたいへん貧しい者が多いと思ひますが、それが四倍も五倍も希望があつてわすかしが受けるれないという実情であります。高等学校でも全日制の高等学校は屋間に勉強して家が貧しくない者が多いが、定時制の高等学校であります、屋は職工なりどこかに勤務いたしまして、夜は勉強する、俸給をもらつたものは母親に出すとか、あるいはまた自分の生活費に充てて勉強する者が多いのです。本年は日本育英会の資金がたしか三十六億であつたと思ひますが、その利用方法といふものは、育英会の方では各都道府県に貧乏、金持ちを問わず、一律に何名の生徒がおるか調べて、そ

の數によつて金額の割当をしておるというわけでありまして。貧しいという点に第一義を置くといふことでございまして、優先的に利用させることが必要ではないか。四倍も五倍も希望者があるのにもかかわらず、それを満たしてやらないといふことは氣の毒であり、また不公平ではないかと思ふのであります。定時制に學んでおるような田舎でございましてならば、農繁期に働いて農閑期に勉強する、また青年学級でもよろしいが、修業するために資金がいるといふような者に対して優先的に取扱う。母子福祉資金の方も日本育英会と連絡協調いたされまして、夜間大学に入る者、両親のいない子供、貧しい者に優先してやるように厚生省の方で十分連絡をおとりになるお考えがあるかどうかということをお伺ひたい。

○太宰府府委員 この母子対策につきましましては、厚生省に設置されております中央児童福祉審議会母子対策部会といふのがございまして、先般も関係の委員会を開いております。その中には日本育英会の人々も委員として入つておるわけでございます。今日日本育英会といたしましては、優秀な生徒であつて、それから経済的理由によつて修学の困難なこの二つが条件になつておるようでございます。從つて母子家庭の子供に対しては優先的に――母子家庭なるがゆゑに何でもかんでも優先的に貸し付けるといふわけには行かないといふような状況でございまして、同一条件である場合においては、できるだけ母子家庭の方を見ようという程度にとどまつておるようでございます。さういふ点から育英会の経費だけにこれ

をたよつておつたのでは、この母子家庭の子供の修学問題が解決しないといふことから、この母子福祉資金の貸付等の法律にこれが新たに載つて来たかと存するのでありますが、しかしながら両者の間の連絡は十分にとらねばなりませんので、先ほど申し上げたように委員会のメンバーにも入つていただいてやつて行く、こういうような方針で今後ともやつて行きたいと思ひます。

○青柳委員長代理 中川君に申し上げますが、さんぜんから大臣も局長も要務があつてあせつております。従つてごく簡単に御質疑を願ひます。

○中川(源)委員 各都道府県の育英会の方に十分連絡をしていただくようにお願いしたい。地方では、先ほど申し上げたように、割当式をやつておりますが、この地方の実情は十分連絡ができていないと思ひます。でありますから、母子福祉の方の面から見られますと、各都道府県に強く要求していただきたいと思ひます。

○青柳委員長代理 次回は明二十四日午前十時より理事会、十時半より本委員会を開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

昭和二十九年三月三十日印刷

昭和二十九年三月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局